

公職選挙法施行令の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

令和 7 年 9 月 19 日

常滑市長 伊 藤 辰 矢

常滑市条例第30号

公職選挙法施行令の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例

（常滑市議会議員及び常滑市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正）

第 1 条 常滑市議会議員及び常滑市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例（平成 5 年常滑市条例第15号）のうち、次の表の改正前欄に掲げる規定を、同表の改正後欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（公費の支払） 第 4 条 常滑市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの 1 枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>586円88銭</u>に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に188,572円を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該選挙運動用ポス	（公費の支払） 第 4 条 常滑市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの 1 枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>541円31銭</u>に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に188,572円を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該選挙運動用ポス

改正後	改正前
ターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に1.1を乗じて得た数（1未満の端数がある場合には、その端数は、1とする。）に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対して支払う。	ターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に1.1を乗じて得た数（1未満の端数がある場合には、その端数は、1とする。）に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対して支払う。

（常滑市議会議員及び常滑市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部改正）

第2条 常滑市議会議員及び常滑市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例（平成22年常滑市条例第23号）のうち、次の表の改正前欄に掲げる規定を、同表の改正後欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（公費の支払） 第4条 常滑市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>8円38銭</u>を超える場合には、<u>8円38銭</u>）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて選挙の区分に応じ法第142条第1項第6号に定める	（公費の支払） 第4条 常滑市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>7円73銭</u>を超える場合には、<u>7円73銭</u>）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて選挙の区分に応じ法第142条第1項第6号に定める

改正後	改正前
枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。) を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラ作成業者に対して支払う。 (公費負担の限度額) 第5条 第2条の規定により選挙運動用ビラを作成する場合の公費負担の限度額は、候補者1人について、<u>8円38銭</u>に選挙運動用ビラの作成枚数(当該作成枚数が選挙の区分に応じ法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数) を乗じて得た金額とする。	枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。) を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラ作成業者に対して支払う。 (公費負担の限度額) 第5条 第2条の規定により選挙運動用ビラを作成する場合の公費負担の限度額は、候補者1人について、<u>7円73銭</u>に選挙運動用ビラの作成枚数(当該作成枚数が選挙の区分に応じ法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数) を乗じて得た金額とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 第1条による改正後の常滑市議会議員及び常滑市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。
- 3 第2条による改正後の常滑市議会議員及び常滑市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の規定は、施行日以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。